

新型コロナウイルス感染症の蔓延による研修の内容変更、中断などについて

専攻医、指導医、プログラム責任者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、研修に様々な支障を来たしておられるのではないかと心を痛めております。プログラムの一時的な休止、変更等が必要になった場合、日本プライマリ・ケア連合学会としては以下のような形で現状における対応を考えております。

新・家庭医療専門研修、Ver1、Ver2 プログラムの両方に共通した内容

- 緊急事態宣言等が出されている期間中に限り、特別なプログラム休止を認める。例えば、家庭医療専門研修Ⅰ、総合診療専門研修Ⅰなど、9カ月を超えるローテーションについては最大3カ月、9カ月以下のローテーションについては各々の3分の1を上限とする（例：小児科研修（3か月）なら1か月以内、専門研修Ⅱ（6か月）であれば2か月以内、専門研修Ⅰ（18か月）であれば3か月以内）。

Ver1、Ver2 プログラムについて

- 専門医・認定医認定制度要綱第13条には、後期研修の休止に関する記載がある。本来病気や出産・育児、介護など個人的な事由に関する内容だが、プログラム側の理由が大きくて休止せざるを得ない場合にも、特例としてこの休止に関する制度が利用できる。

新家庭医療専門研修プログラムについて

- 専門医・認定医認定制度要綱第5条の5、第3項には、専門研修プログラムの休止に関する記載がある。プログラム側の理由が大きくて休止せざるを得ない場合にも、特定としてこの休止に関する制度が利用できる。
- 新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門研修プログラムに関する細則第10条別表には、専攻医が参加する症例カンファレンス、指導医と行うビデオレビューや振り返りに関する規定があるが、診療現場の状況に合わせてやむを得ないと判断された場合には免除可能とする。
- 上記の措置を適用する場合、プログラム責任者は、当該専攻医が、研修修了までの間に当初の学修成果が得られるよう、最大限の配慮を行うこととする。

皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。ご不明な点などがございましたら、事務局までお知らせください。